

認知症対応型共同生活介護事業および  
介護予防認知症対応型共同生活介護事業  
グループホーム リエゾン長崎 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人 春秋会が経営する グループホーム リエゾン長崎(以下、「事業所」という。)が行う認知症対応型共同生活介護事業および介護予防認知症対応型生活介護事業(以下、「事業」という)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の認知症対応型共同生活介護事業および介護予防認知症対応型生活介護事業の提供にあたる従業者(以下、「介護従業者」という。)が、要支援2及び要介護者であって認知症の状態にあるものに対し、適正な認知症対応型共同生活介護および介護予防認知症対応型生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 要支援2及び要介護者であって認知症の状態にあるものについて、共同生活住居において、家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び介護予防を目的とした機能訓練を行う。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称：社会福祉法人 春秋会 グループホーム リエゾン長崎
- (2) 所在地：長崎市江川町 92 番地

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 この事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1 名：この事業所の介護従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、計画作成担当者を兼務し、自らも認知症対応型共同生活介護および介護予防認知症対応型生活介護の提供に当たる。
- (2) 計画作成担当者 1 名：認知症対応型共同生活介護計画および介護予防認知症対応型生活介護計画を作成する。管理者を兼務する。
- (3) 介護従業者 8 名：介護従業者は、認知症対応型共同生活介護および介護予防認知症対応型生活介護の提供に当たる。(常勤専従 7 名、非常勤専従 1 名)

(利用定員)

第5条 この事業所の利用定員は9名とする。

(認知症対応型共同生活介護および介護予防認知症対応型生活介護内容)

第6条 認知症対応型共同生活介護および介護予防認知症対応型生活介護は、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行う。

- 2 認知症対応型共同生活介護および介護予防認知症対応型生活介護は、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮する。
- 3 認知症対応型共同生活介護および介護予防認知症対応型生活介護は、認知症対応型共同生活介護計画に基づき、漠然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。

- 4 共同生活住居における、介護従業者は、認知症対応型共同生活介護および介護予防認知症対応型生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者またはその家族に対し、サービスの提供方法について、理解しやすいように説明を行う。
- 5 認知症対応型共同生活介護および介護予防認知症対応型生活介護の提供に当たっては、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護する為緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。
- 6 事業所自らその提供する認知症対応型共同生活介護および介護予防認知症対応型生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(利用料その他の費用の額)

第7条 認知症対応型共同生活介護および介護予防認知症対応型生活介護の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準により、認知症対応型共同生活介護および介護予防認知症対応型生活介護が法定代理受領サービスであるときは、利用者の介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額とする。

- 2 前項に規定するもののほか、別添の料金表に掲げる費用については、利用者の利用に応じ、料金表に定める額を徴収する。
- 3 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、そのサービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(入居に当たっての留意事項)

第8条 入居に当たっての留意事項は次のとおりとする。

- (1) 利用者は、管理者、計画作成担当者及び介護従業者の指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めるものとする。
- (2) 利用者が外出・外泊を希望する場合には、所定の手続きにより管理者に届けるものとする。
- (3) 利用者は、健康に留意するものとする。
- (4) 利用者は、共同生活住居の清潔、整頓その他環境衛生のために協力するものとする。

2 入居者は、共同生活住居で次の行為をしてはならない。

- (1) 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の利益を侵すこと。
- (2) けんか、口論、泥酔などで他の利用者に迷惑を及ぼすこと。
- (3) 共同生活の秩序、若しくは風紀を著しく乱し、又は安全衛生を害すること。
- (4) 指定した場所以外で火気を用いること。
- (5) 故意に共同生活住居若しくは物品に損害を与え、又は物品を持ち出すこと。

(非常災害対策)

第9条 管理者は、消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画を定めるとともに、非常災害に備える為、毎月、避難、救出その他必要な訓練を行う。

(秘密保持)

第10条 介護従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者及びその家族等の秘密を他に漏らしてはならない。なお、職員が退職した後も、同様とする。

(その他運営に関する重要事項)

第11条 介護従業者の資質の向上のために、次の通り研修の機会を設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- (2) 継続研修 年2回

(業務継続計画の策定等)

第12条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し必要なサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第13条 事業所は、従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う。

- 2 事業所は、当事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努める。
- 3 事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずる。
  - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
  - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
  - (3) 事業所において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第14条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に十分に周知する
  - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
  - (3) 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
  - (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

(身体拘束の禁止)

第15条 事業所は、サービスを提供するにあたっては、利用者又は他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わない。

- 2 事業所は、やむを得ず前項の身体的拘束等を行う場合は、その様態及び時間、その他利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録するものとする。
- 3 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。
  - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、そ

の結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的を実施する。

#### 附 則

この規程は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 24 年 5 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 24 年 12 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、令和元年 6 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。